

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	大阪高等裁判所
(査察事務担当者)	事務局次長 山田正人

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H27. 10. 6	和歌山地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	2
H27. 11. 4	京都地方裁判所	会計課専門官	伴 知寿子	2
H27. 11. 16	奈良地方・家庭裁判所	会計課専門官	伴 知寿子	2
H27. 12. 15	京都家庭裁判所	会計課企画官	佐藤 広希	1
H28. 1. 18	大阪家庭裁判所	会計課課長補佐	柳田 徹	1

2 査察結果

(1) 和歌山地方・家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
官報公告等掲載業務（平成27年3月掲載分）に係る検査調書の作成を4月異動後の後任の主任書記官に引き継ぐ必要があったが、引継が不十分で、検査調書の作成に通常より日数を要していたので、引継事務のあり方について検討してもらいたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 奈良地方裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 該当事項なし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(4) 京都家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 官報公告等掲載業務に係る検査について、記録上、検査職員が休暇の日に検査を実施したことになっている。また検査を行うべき時期を誤解している検査職員も見受けられたことから、監督、検査を依頼する会計部門から監督、検査職員に対する説明を徹底されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(5) 大阪家庭裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 録音反訳業務契約に係る少年部依頼分の立会メモ冒頭項目（発注書）について、事件情報を削除する措置をとることなく保存に付されていたのは是正されたい。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 該当事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大阪地方裁判所  
 (査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 藤田敏之

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27. 11. 5	大阪地裁堺支部 堺簡易裁判所	事務局長	藤田敏之	3人
27. 10. 29	大阪地裁岸和田支部 岸和田簡易裁判所	事務局長	藤田敏之	3人
28. 1. 25	大阪簡易裁判所	事務局長	藤田敏之	3人
27. 11. 19	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 10. 22	豊中簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 12. 3	吹田簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人
27. 12. 2	茨木簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 12. 7	東大阪簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人
27. 11. 10	枚方簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 11. 20	富田林簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人
27. 10. 7	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	藤原扇一	1人
27. 11. 25	佐野簡易裁判所	事務局次長	西村馨	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部及び堺簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
 全般的に適正に事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

① 支部民事部において、録音反訳にかかる実施要領がいまだに作成されておらず、書記官室に備え置かれていなかった。

この件については、昨年度検討を指示した事項であり、実施要領の作成について早期に検討するよう再度指示した。

② メモリーカードの管理について、支部刑事部は、各書記官が保管しており、処理要領に基づき、4月及び異動が生じた際は、全てのカードを主任書記官が点検し、使用者名と使用カード番号の一覧に日付を入れて作成しているので、主任書記官の点検日が明らかとなる。

一方、支部民事部、簡裁民事係では、処理要領に基づき、隨時、主任書記官が点検しているところ、刑事部と同様に、いつ点検したか後日確認できるよう、適宜の方法で記録化するよう検討依頼した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

堺支部刑事部備えの録音反訳方式利用事件一覧表において、昨年度記載を指示した「初稿受領日」欄、「媒体等返還確認印」欄及び「完成通知期限」欄について、適正に記載されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 大阪地裁岸和田支部及び岸和田簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的には、適正な事務処理がなされていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

[REDACTED]について、様々な部署が使用しているということから施錠されていない状況が見られた。第三者の出入りが可能な状況は失失につながるおそれがあることから、使用しないときの施錠が徹底できる鍵の取り扱いの運用を指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘した事項は、是正されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 大阪簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項である過納手数料還付について、平成27年2月2日以降、通達どおり支払済み等の付記をした請求書を記録に綴り込むよう事務処理が変更されていた。

エ その他必要と認める事項

なし

(4) 大阪池田簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧な事務処理実施されていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 豊中簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正な事務処理がなされていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘された事項等なし。
- エ その他必要と認める事項  
特になし。

(6) 吹田簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧な事務処理が実施されていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度には是正を指示されていた官報掲載の検査確認の時期についても、是正策のとおり事務処理がなされていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 茨木簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に丁寧で適切に処理されていた。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
デジタル録音機用のメモリーカード等は庶務課長（保管責任者）が隨時点検しているところ、事務処理要領に添付している点検票の点検日欄が空欄であったので、点検日を記入する必要がある。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前の指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧に事務処理がなされていた。  
司法委員、調停委員の手当及び日当に関する事務については、庶務会計事務担当者と庶務課長の2人体制でダブルチェックを行い、過誤防止に積極的に取り組まれている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 枚方簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧に事務処理がなされていた。  
司法委員、調停委員の手当及び日当に関する事務については、庶務会計事

務担当者2人と庶務課長の3人体制でチェックを行う等、過誤防止に積極的に取り組まれている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 富田林簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適切な事務処理態勢のもと、適正な事務処理が行われていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 羽曳野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理は丁寧に行われており、相互牽制態勢も適切に敷かれていた。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

従前の指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 佐野簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正かつ丁寧に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

特になし

エ その他必要と認める事項

将来的な過誤防止策として、調停委員に対し、経路又は住所の変更があった場合は、速やかに裁判所に届け出るよう周知するように指導した。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名)

京都地方裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 新見 雅信

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27.10.8	京都地裁舞鶴支部	出納課課長補佐	出 山 洋 子	1人
27.10.15	京都地裁園部支部	経理課長	福 島 広 之	1人
27.10.14	京都地裁宮津支部	経理課課長補佐	松 永 雅 典	1人
27.10.7	京都地裁福知山支部	出納課長	中 村 昭 治	1人
27.10.20	京都簡易裁判所	経理課長	福 島 広 之	1人
27.10.16	伏見簡易裁判所	出納課課長補佐	出 山 洋 子	1人
27.10.21	右京簡易裁判所	出納課課長補佐	出 山 洋 子	1人
27.10.28	向日町簡易裁判所	出納課長	中 村 昭 治	1人
27.10.5	木津簡易裁判所	経理課長	福 島 広 之	1人
27.10.9	宇治簡易裁判所	出納課長	中 村 昭 治	1人
27.10.19	亀岡簡易裁判所	経理課課長補佐	松 永 雅 典	1人
27.10.13	京丹後簡易裁判所	経理課課長補佐	松 永 雅 典	1人

2 査察結果

(1) 京都地裁舞鶴支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

(2) 京都地裁園部支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 国庫立替請求及び負担額通知簿が整備されていないので、整備するよう指示した。
  - 現状では訴訟救助の印紙納付猶予の事例しかないとのことだが、帳簿として整備すべきである。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(3) 京都地裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 指示したとおり、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(4) 京都地裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(5) 京都簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
  - 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
  - 指示したとおり、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項
  - 特になし

(6) 伏見簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

- 特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(7) 右京簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
司法委員の日当及び旅費にかかる執務時間とそれに対応した支給額の区分について、庶務課長一人でチェックを行っているが、過誤防止の観点から必ずダブルチェック等を行い、チェック態勢の強化に努めるよう指示した
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(8) 向日町簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(9) 木津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(10) 宇治簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項

特になし

(11) 亀岡簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(12) 京丹後簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)	神戸地方裁判所
(査察事務担当者)	事務局長 藤木義裕

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
28. 1. 18	神戸簡易裁判所	事務局次長	吉川和伸	3人
27. 11. 26	神戸地裁伊丹支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 9. 14	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 10. 16	神戸地裁明石支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 12. 7	神戸地裁柏原支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 11. 4	神戸地裁姫路支部	事務局次長	藤井徹	1人
28. 1. 14	神戸地裁社支部	事務局次長	藤井徹	1人
27. 11. 12	神戸地裁龍野支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 10. 28	神戸地裁豊岡支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 12. 14	神戸地裁洲本支部	事務局次長	吉川和伸	1人
27. 10. 15	西宮簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
27. 11. 9	篠山簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
27. 12. 2	加古川簡易裁判所	事務局次長	藤井徹	1人
27. 10. 29	浜坂簡易裁判所	事務局次長	吉川和伸	1人

2 査察結果

(1) 神戸簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

官報公告等掲載業務委託契約について、掲載後、速やかに検査確認を行うよう事務処理態勢の見直しが図られていた。

また、前任者から前回の査察結果の引継ぎもあり、問題点の共有ができるており、検査職員において、検査確認を行うべき時期について、正しく理解されている。

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 神戸地裁伊丹支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
郵便切手の交換の事務処理について適正に改善されていた。また、保管金提出書の提出者について是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 神戸地裁尼崎支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理がなされているが、イに記載のとおり、事務処理の誤りと思われる事項があった。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
司法委員の日当の支給について、平成27年4月分の支給のうち1件について、支給区分が誤っていると考えられる支給があることから、その支給内容を確認し、日当の戻入等の事後処理を行うように指示した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 神戸地裁明石支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘した司法委員手当の支給区分の誤りについては、是正されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(5) 神戸地裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
官報公告掲載業務委託契約について、掲載に関する検査が官報掲載日から10日を超えて行われていた事案があった。政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行うように指導した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし

- エ その他必要と認める事項  
特になし

(6) 神戸地裁姫路支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イに記載の事項を除き、全般的に適正な事務処理がされている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意し

た内容

司法委員の日当の支給について、平成27年9月分の支給のうち1件について、支給区分が誤っていると考えられる支給があることから、その支給内容を確認し、日当の戻入等の事後処理を行うように指示した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘された事項（起訴状概要の翻訳料請求書の取扱い）について、是正されていた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸地裁社支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

官報公告等掲載業務委託契約について、官報公告掲載後、速やかに検査確認が行われるように事務処理が改善していた。

エ その他必要と認める事項

特になし

(8) 神戸地裁龍野支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(9) 神戸地裁豊岡支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

前回指摘事項等なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(10) 神戸地裁洲本支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イに記載の事項を除き、全般的に適正に事務処理がされている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

平成26年10月11日に国庫帰属した押収物について、特段の理由なく、事務処理が遅れた事例があった（物品管理官への通知が平成27年9月15日、処分が10月2日）。押収物の適正な管理、処分の点から不相当であり、今後、適切な時期に処分を行うよう指導した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

- 前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (11) 西宮簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (12) 篠山簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (13) 加古川簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
適正に処理されていた。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし
- (14) 浜坂簡易裁判所  
ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正に事務処理が行われている。  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前回指摘事項等なし  
エ その他必要と認める事項  
特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 奈良地方・家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 地裁事務局長 秋田正之

(査察事務担当者 官職・氏名) 家裁事務局長 中辻守

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H27. 12. 8	奈良地家裁葛城支部	地裁事務局長	秋田正之	4人
H27. 10. 8	奈良地家裁五條支部	家裁事務局長	中辻守	2人
H27. 12. 7	奈良簡易裁判所	家裁事務局次長	福富幸治	1人
H27. 10. 14	宇陀簡易裁判所	地裁事務局次長	森岡昌子	1人
H27. 12. 3	吉野簡易裁判所 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	福富幸治	1人

### 2 査察結果

#### (1) 奈良地家裁葛城支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

家裁の録音反訳について、平成27年度の利用事件一覧表中、初稿提出期限の記載がなされておらず、検査・監督職員が契約相手方の履行状況を把握できない懼れがあるため記載するよう指示した。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 奈良地家裁五條支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
該当なし

エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (3) 奈良簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 宇陀簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 吉野簡易裁判所・奈良家裁吉野出張所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策

特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

該当なし

エ その他必要と認める事項

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 大津地方裁判所

(査察事務担当者) 大津地方裁判所事務局長 島田 幸彦

(査察事務担当者) 大津家庭裁判所事務局長 太田 幸枝

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務担当者等		補助者 員数
		官職	氏名	
H27.11.11	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	事務局長 事務局長	島田 幸彦 太田 幸枝	3人
H27.10.28	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	事務局次長	井上 浩	2人
H27.12.15	大津簡易裁判所	会計課長	奥村 善則	なし
H27.10.13	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	事務局次長	石井 智世	なし
H27.11.18	甲賀簡易裁判所	事務局次長	井上 浩	なし
H27.11.30	東近江簡易裁判所	事務局次長	井上 浩	なし

2 査察結果

(1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に事務処理は適正であり、特に問題となる点はなかった。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
イ 記載のとおり、録音反訳完成通知期限の管理について、検査職員、主任書記官及び担当書記官との間の意思疎通及び指導監督態勢が不十分であると見受けられる点が見られた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

録音反訳業務委託契約の録音反訳完成通知書が期限までに行われていなかった事案が7件（民事4件（8月）、刑事3件（8月（2件）、10月（1件））見受けられた。

その原因には、検査職員の契約内容に関する理解が誤っていたことや、支部内におけるチェック態勢が十分に機能していなかったこと等が考えられる。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 大津簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に事務処理は適正であり、特に問題となる点はなかった。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
昨年度に指摘事項等はない。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 甲賀簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

[REDACTED]について、施錠していない状況で保管していたため、常時施錠するよう指示した。

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度の事務査察において、債権発生通知書兼債権管理簿について、一部、分任歳入徴収官の押印漏れがあった旨の指摘があったが、是正されており、その後の事務においても押印漏れはなかった。

- エ その他必要と認める事項

特になし

(6) 東近江簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
全般的に適正な事務処理が行われていた。

- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

昨年度の事務査察において、債権発生通知書兼債権管理簿について、平成22年度以降、分任歳入徴収官の押印欄に押印がない旨の指摘があったが、これについては是正されておらず、平成27年4月以降分においても同様に分任歳入徴収官の押印欄への押印及び調査確認欄への日付の記載がなかった。

昨年度の指摘については、国庫立替請求書の主任書記官欄に押印がないことを指摘されたものと理解し、債権発生通知書兼債権管理簿の歳入徴収官欄に押印すべきことの認識がなかった。

- エ その他必要と認める事項

特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 和歌山地方裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 安村 義弘  
(府名) 和歌山家庭裁判所  
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 松井 靖文

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27. 9. 28	湯浅簡易裁判所	事務局次長	三好 敏夫	1
27. 10. 7	妙寺簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恭弘	1
27. 10. 7	橋本簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恭弘	1
27. 10. 15	和歌山地裁御坊支部	事務局次長	三好 敏夫	2
27. 10. 28	串本簡易裁判所	事務局次長	遠藤 恭弘	1
27. 10. 29	和歌山地裁新宮支部	事務局次長	遠藤 恭弘	2
27. 11. 16	和歌山地裁田辺支部	事務局次長	三好 敏夫	2

### 2 査察結果

#### (1) 湯浅簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 妙寺簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(3) 橋本簡易裁判所

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし
- エ その他必要と認める事項  
特になし

(4) 和歌山地方裁判所御坊支部  
和歌山家庭裁判所御坊支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
会計事務について、担当職員が事務処理を行い、出納官吏である庶務課長がチェックをする牽制体制が執られている。書記官と会計事務担当者との連携もとられており、長期未済となっている保管金はない。録音反訳の完成通知期限についても庶務課長において管理されている。  
郵券の管理も適正に行われている。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
　　昨年度、保管金から支払った証人旅費について、支給額を訂正印で訂正している事案があったが、是正されていた。

エ その他必要と認める事項  
　　特になし

(5) 串本簡易裁判所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
　　保管金や現金書留、保管物や押収物の取扱いなし。  
　　調停委員手当及び旅費に関する事務は、係員が勤務時間報告書等を作成し、庶務課長が照合の上、司掌裁判官の決裁を受けており牽制体制が執られている。郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
　　特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
　　従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
　　特になし

(6) 和歌山地方裁判所新宮支部  
和歌山家庭裁判所新宮支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
　　会計事務について、担当職員が事務処理を行い、出納官吏である庶務課長がチェックをする牽制体制が執られている。書記官と会計事務担当者との連携もとられており、長期未済となっている保管金はない。録音反訳の完成通知期限についても庶務課長において管理されている。  
　　郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
　　特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
　　従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項  
　　特になし

(7) 和歌山地方裁判所田辺支部  
和歌山家庭裁判所田辺支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
　　会計事務について、担当職員が事務処理を行い、出納官吏である係長と上位者

である庶務課長がチェックをする牽制体制が執られている。書記官室と庶務課との連携もとられており、長期未済となっている保管金はない。録音反訳の完成通知期限についても庶務課長において管理されている。

郵券の管理も適正に行われている。

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
従前指摘事項なし

エ その他必要と認める事項

専門委員登庁旅費について過年度支出を要した事案があったことから、専門委員期日簿を書記官室と庶務課で共有し、登庁実績報告書の作成について牽制態勢がとられていた。

(注) 2の査察結果については、被監査庁ごとに記載する。

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名)

大阪家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 保田 将司

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27.10.30	大阪家裁堺支部	事務局次長	西川 浩二	2
27.11.13	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	船越 英明	2

### 2 査察結果

#### (1) 大阪家裁堺支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容
- (ア) 録音反訳方式利用事件一覧表のファイルに、立会メモの写しが一緒に綴られていたが、発注書に相当するものなので、一連ファイルと峻別した上で、会計文書として5年間文書保存するよう指示した。
- (イ) 官報公告に対する検査で、検査職員が検査に対する理解が不十分であったことから10日以内に検査をする必要があることと検査日の意味を正確に理解するよう指導した。
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
前年度は、郵便切手の保管状況について、一部、ビニール製の保存袋の底が破損していたが、本年は、全ての保存袋について破損しているものはなく、適正に管理されていた。
- エ その他必要と認める事項  
特になし

#### (2) 大阪家裁岸和田支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
事務処理態勢及び指導監督態勢については、特に問題ない。
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い
- (ア) 前年度は、録音反訳方式利用事件一覧表のファイルに、立会メモの写しがその文書保存期間を認識せず一緒に綴られていたが、本年は立会メモと一覧表は別綴りに保存されていた。
- (イ) 前年度は、郵便切手整理簿の補助者欄に、実態に合わせた補助者名を記載す

ること及び裁判・特送用の郵券を、  
で保管するよう指示していたが、本年はいずれも是正されていた。

- エ その他必要と認める事項  
特になし

## 書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

京都家庭裁判所

事務局長 藤田康夫

### 1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H27. 10. 7	京都家裁福知山支部	会計課課長補佐	阿部耕至	0
H27. 10. 8	京都家裁舞鶴支部	会計課長	多田達也	0
H27. 10. 14	京都家裁宮津支部	会計課長	多田達也	0
H27. 10. 15	京都家裁園部支部	会計課課長補佐	阿部耕至	0

### 2 査察結果

#### (1) 京都家裁福知山支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし  
エ その他必要と認める事項  
なし

#### (2) 京都家裁舞鶴支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし  
ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし  
エ その他必要と認める事項  
なし

#### (3) 京都家裁宮津支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし  
イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし

エ その他必要と認める事項  
なし

(4) 京都家裁園部支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
なし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
なし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
なし

エ その他必要と認める事項  
なし

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 神戸家庭裁判所

(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 山田 誠

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
27.10.01	神戸家裁伊丹支部	事務局次長	木原義則	1人
27.10.15	神戸家裁浜坂出張所	事務局長	山田 誠	1人
27.10.16	神戸家裁豊岡支部	事務局長	山田 誠	1人
27.11.11	神戸家裁尼崎支部	事務局長	山田 誠	1人
27.11.18	神戸家裁姫路支部	事務局長	山田 誠	1人
27.12.10	神戸家裁龍野支部	事務局次長	木原義則	1人
27.12.24	神戸家裁柏原支部	事務局次長	木原義則	1人
28.01.13	神戸家裁洲本支部	事務局長	山田 誠	1人
28.01.22	神戸家裁明石支部	事務局次長	木原義則	1人
28.02.04	神戸家裁社支部	事務局長	山田 誠	1人

2 査察結果

(1) 神戸家裁伊丹支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容  
特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(2) 神戸家裁浜坂出張所

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意し

た内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い

特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(3) 神戸家裁豊岡支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(4) 神戸家裁尼崎支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

民事保管物原簿の保存整理について是正されていた。

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(5) 神戸家裁姫路支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(6) 神戸家裁龍野支部

ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策  
特になし

イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容

特になし

ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い  
特になし

エ その他必要と認める事項

特になし

(7) 神戸家裁柏原支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(8) 神戸家裁洲本支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(9) 神戸家裁明石支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし

(10) 神戸家裁社支部

- ア 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策特になし
- イ 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意した内容特になし
- ウ 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い特になし
- エ その他必要と認める事項特になし